

2016年 2月22日  
ニフティ労働組合第29号

ニフティ株式会社  
代表取締役社長  
三竹 兼司 殿

ニフティ労働組合  
執行委員長  
池田 大

## 要 求 書

ニフティ労働組合は、ニフティ株式会社に対し、組合員の生活と労働条件の維持・向上のために次の通り要求します。

### 【要求事項】

#### 1. 賃 金

##### (1) 賃金改善

現行個別賃金水準の維持を図った上で、一般クラスの平均ポイントである「32.9ポイント」をモデル賃金とし、「3,000円の改善」を図る。

実施期日

2016年3月21日よりとする。

##### (2) 年齢別最低賃金

18歳見合いの基準として160,500円（現行158,500円）に改善を図る。

#### 2. 一時金

##### (1) 平均要求

	年 間	一 期
金 額	1,430,000円	715,000円
月 数	4.5ヶ月	2.25ヶ月

##### (2) 交渉ベース

2016年1月20日現在の今次一時金の交渉ベースは317,698円とする。

##### (3) 一時金における最低保障率

完全有資格者の最低は、平均月数の80%以上とする。

#### (4) 支給日

夏季一時金 2016年 6月17日(金)

年末一時金 2016年12月 9日(金)

### 3. 労働協約の改訂

#### (1) 介護に伴う休職の改善

介護に伴う休職の対象家族を「二親等以内の家族」とする。また、要介護状態にある対象家族を介護する正規従業員であらかじめ所定の手続きにより申し出た場合、本人の所定労働時間外勤務の免除をすることができる。

### 4. 定年後再雇用制度の処遇改善

#### (1) 定年時理論月収12ヶ月分に乗じる割合の改善

再雇用後の月例賃金は、定年時理論月収12ヶ月分に以下に定めるクラス毎の割合を乗じた額を1.4で除して算出し、本人の働く意欲と所有するスキル、ノウハウ、資格等が会社の必要性に合致する場合、定年時理論月収の12ヶ月分に乗じる割合を100%とすることがあるものとする。

定年時のクラス	定年時理論月収12ヶ月分に乗じる割合	
	要求	現行
リーダークラス	70%	70%※
上級クラス	現行通り	65%
一般クラス	現行通り	60%
スタータークラス	現行通り	60%

#### 【付帯事項】

昨年の要求内容に対し、改善が見られない事項について、以下に記載する。

### 5. 監視コール対応者の状況改善

(1) 実態に合わせ、必要な制度および運用の是正、不公平さがない健全な状態に向けた環境の構築。

### 6. 評価制度の運用見直し

(1) マネジメント層に対し評価制度の教育及び理解の徹底。

(2) 現状の運用よりもフレキシブルな評価の運用改善。

(3) 労使間で運用状況を把握し、納得感の高い評価となる運用を目指した継続的な協議の実施。

以上